

株式会社長登屋に対する勧告について

令和8年2月2日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社長登屋（以下「長登屋」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請法^(注1)第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第2項^(注2)の規定に基づき、長登屋に対して勧告を行った（※）。

（注1）「下請法」とは、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）をいう。

（注2）「下請法第7条第2項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる下請法第7条第2項をいう。

※ 下請法は、改正法により改正され、令和8年1月1日から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）となった。

本件の製造委託は、改正法施行前になされたものであり、下請法の適用を受けることから、本公表文は下請法上の用語により記載することが適当である場合は下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には取適法が適用され、次のように用語が変更されている。

下請法	取適法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所取引適正化調査課
	電話 052-961-9424（直通）
	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引適正化調査室
	電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

1 違反行為者の概要

法人番号	7180001026474
名称	株式会社長登屋
本店所在地	名古屋市西区城西一丁目5番7号
代表者	代表取締役 加藤 裕之
事業の概要	菓子等の製造・販売
資本金	9604万8000円

2 違反事実の概要

- (1) ア 長登屋は、令和7年12月までに、他の事業者に対し、自社が販売する菓子等の製造を委託した(以下この受託事業者を「下請事業者」という。)。
イ 前記アの委託の当時、長登屋は資本金の額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者であり、下請事業者は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者であった。
- (2) 長登屋は、令和6年9月から令和7年9月までの間、「値引A」^(注3)の額及び「値引B」^(注4)の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
減額した金額は、総額5475万5701円である(下請事業者13名)。
- (3) 長登屋は、令和7年12月22日に、下請事業者に対し、前記(2)の減額した金額を支払っている。

(注3) 下請事業者に製造を委託した特定の商品の希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額を下請代金から差し引くもの。

(注4) 下請事業者に製造を委託した特定の商品の仕入金額に一定率を乗じて得た額を下請代金から差し引くもの。

3 励告の概要

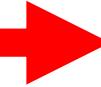
- (1) 長登屋は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
イ 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと
- (2) 長登屋は、今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずることがないよう、自社の発注担当者に対する取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) 長登屋は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと
イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 長登屋は、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。
ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと

イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置

(5) 長登屋は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

●製造委託の内容

自社が販売する菓子等の製造を委託



株式会社長登屋は、令和6年9月から令和7年9月までの間、受注者13名に対し、代金の額から約5400万円を減額（※1）した。

（内訳） 値引A（※2）：約 500万円（8名）

値引B（※3）：約4900万円（13名）

※1 下請法では受注者に責任がないのに、発注時に定められた代金から一定額を減じて支払うことを禁止している。

※2 商品の希望小売価格に一定率及び納入数量を乗じて得た金額を代金から差し引くもの。

※3 商品の仕入金額に一定率を乗じて得た金額を代金から差し引くもの。



公正取引委員会からの勧告の内容

■以下の2点について、取締役会の決議により確認すること

- ・上記の減額が下請法の規定に違反するものであること
- ・今後、中小受託事業者（※4）に責任がないのに、製造委託等代金（※4）の減額を行わないこと

■取適法（※4）の遵守体制を整備すること など

（※4）下請法は、令和7年改正により「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法）となった（令和8年1月1日施行）。

取適法では次のように用語が変更されている。

- ・「下請代金」 → 「製造委託等代金」
- ・「親事業者」 → 「委託事業者」
- ・「下請事業者」 → 「中小受託事業者」

1 関係法令の概要

参考

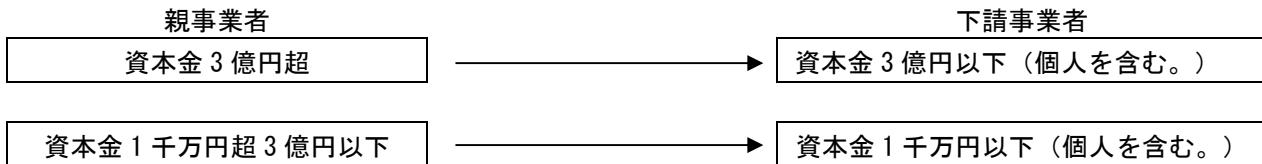
(1) 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

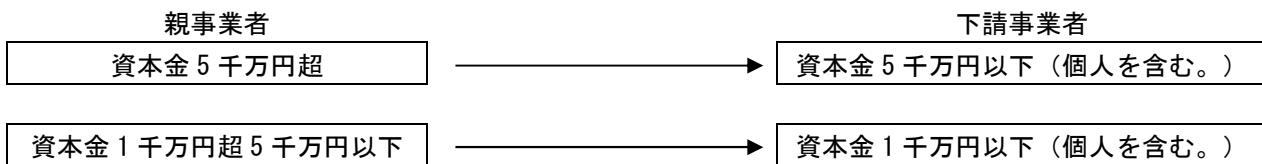
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

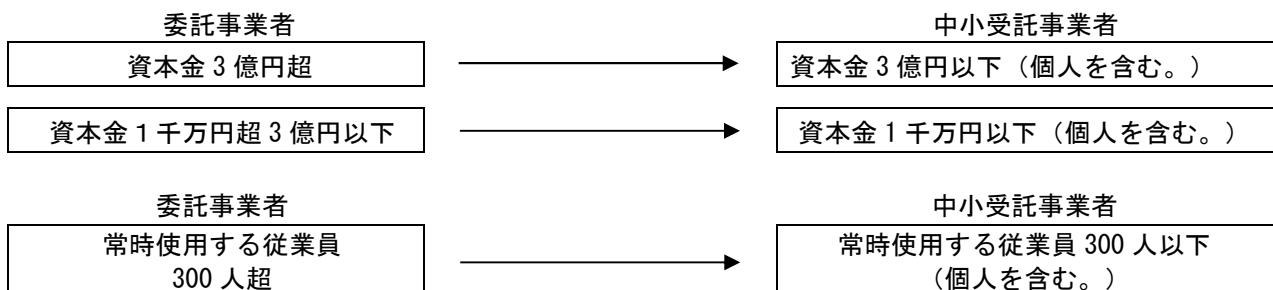
(2) 取適法の概要

○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

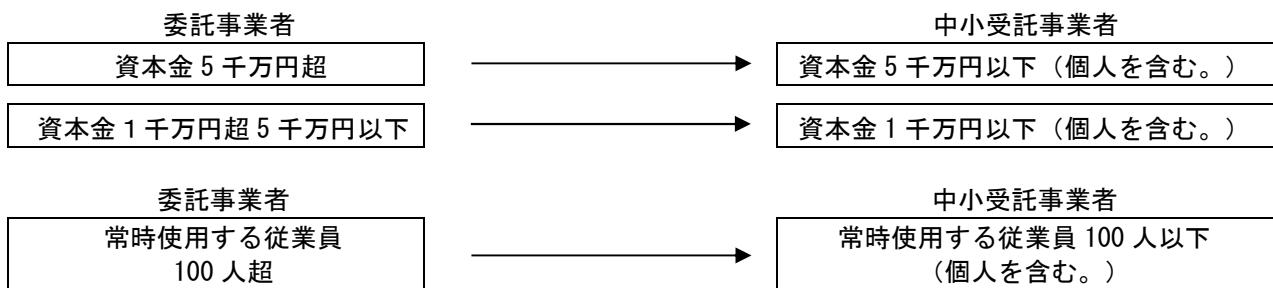
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が一千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一・二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれららの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれららの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が一千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六 （略）

10 （略）

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一・二 （略）

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第

五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 (略)